



2016年度 1月実施
ファイナンシャル・プランニング技能検定・実技試験

3級 個人
資産相談業務

実施日◆2017年1月22日(日)

試験時間◆13:30~14:30(60分)

★ 注 意 ★

1. 受検する種目の問題用紙と解答用紙が正しく配付されているかどうかを確認し、誤った用紙が配付されている場合は挙手してください。「問題用紙左上部の種目の略称」と「解答用紙左上部の種目の略称」の一致を確認してください。
2. 本試験の出題形式は、三択択一式5題(15問)です。
3. 筆記用具、計算機(プログラム電卓等を除く)の持込みが認められています。
4. 試験問題については、特に指示のない限り、2016年10月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。
5. 試験時間中は、乱丁・落丁、印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
6. 不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
7. 解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
8. 途中退出はできません。
9. 試験終了後、試験監督者が解答用紙を回収しますので、着席したままお待ちください。問題用紙はお持ち帰りください。
10. その他、試験監督者の指示に従ってください。

○この試験の模範解答は、本日午後5時30分以降、当会のホームページに掲載します。

(<http://www2.kinzai.or.jp/answer/>)

※当会トップページからのリンクは混雑のためつながりにくくなります。上記のURLに直接アクセスしてください。

○3月1日(予定)に可否通知書を発送します(到着までに1週間程度を要することがあります)。また、当会のホームページ(<https://kentei.kinzai.or.jp/announce/>)、または携帯サイト(<https://kentei.kinzai.or.jp/announcem/>)で、受検番号の入力により可否を確認できます。

解答にあたっての注意

1．試験問題については、特に指示のない限り、2016年10月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。

なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例については考慮しないものとします。

2．問題は、【第1問】から【第5問】まであります。

3．各問の問題番号は、通し番号になっており、《問1》から《問15》までとなっています。

4．解答にあたっては、各設例および各問に記載された条件・指示に従うものとし、それ以外については考慮しないものとします。

5．各問について答を1つ選び、その番号を解答用紙にマークしてください。

【第1問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問1》～《問3》）に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさん（55歳）は、妻Bさん（54歳）との2人暮らしである。Aさんは、現在勤務している会社を平成29年3月17日に早期退職し、夫婦2人で飲食店を営む予定である。Aさんは、退職後の生活設計のためにも、退職後における社会保険への加入手続や公的年金の給付額等について知りたいと考えている。

そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。Aさんおよび妻Bさんに関する資料は、以下のとおりである。

Aさんおよび妻Bさんに関する資料

(1) Aさん（会社員）

生年月日：昭和36年8月17日

厚生年金保険、全国健康保険協会管掌健康保険、雇用保険に加入している。

〔公的年金の加入歴（見込みを含む）〕

昭和56年8月	昭和59年4月	平成29年3月	平成33年8月
国民年金 任意未加入期間 32月	厚生年金保険 被保険者期間 395月	国民年金 保険料納付予定 53月	
20歳	22歳	55歳	60歳

(2) 妻Bさん（専業主婦）

生年月日：昭和37年9月22日

20歳から国民年金に加入。22歳から厚生年金保険に加入。30歳でAさんと結婚した後は、国民年金に第3号被保険者として加入している。保険料未納期間はない。

妻Bさんは、現在および将来においても、Aさんと同居し、生計維持関係にあるものとする。

Aさんおよび妻Bさんは、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問1》 Mさんは、Aさんに対して、Aさんの退職後における公的医療保険制度について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄 ~ に入る語句の組合せとして、次のうち、最も適切なものはどれか。

「Aさんが退職した後に加入する公的医療保険については、国民健康保険に加入するか、現在加入している健康保険の任意継続被保険者になることが考えられます。国民健康保険に加入する場合、国民健康保険の保険料(税)は、保険者である()や国民健康保険組合によって異なります。退職時の健康保険に任意継続被保険者として加入する場合、原則としてその手続は、退職した日の翌日から()以内に行う必要があります。なお、任意継続被保険者として健康保険に加入できる期間は最長で()となります」

- | | | | |
|----|-------------|-----|-----|
| 1) | 市町村(特別区を含む) | 14日 | 3年間 |
| 2) | 市町村(特別区を含む) | 20日 | 2年間 |
| 3) | 都道府県 | 20日 | 3年間 |

《問2》 Mさんは、Aさんに対して、Aさんの退職後における公的年金について説明した。Mさんが説明した次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1) 「妻Bさんは、Aさんの退職後に、国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の手続を行い、以後、国民年金の保険料を納付することになります」
- 2) 「国民年金の保険料は、将来の一定期間の保険料を前納することができます。この場合、前納期間や納付方法に応じて保険料の割引が適用されます」
- 3) 「飲食店の経営が軌道に乗るまでの間に国民年金の保険料の納付が困難な状況が生じた場合は、保険料の納付猶予制度を利用する方法があります。平成28年7月からは、50歳以上の国民年金の第1号被保険者も納付猶予制度を利用できるようになりました」

《問3》 Mさんは、Aさんに対して、Aさんが将来の収入を増やす方法についてアドバイスした。Mさんがアドバイスした次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1) 「Aさんが国民年金の定額保険料のほかに付加保険料を納付し、65歳から老齢基礎年金を受給する場合、『400円×付加保険料納付済期間の月数』の算式で計算した付加年金を受け取ることができます」
- 2) 「Aさんは、国民年金基金に加入して掛金を支払うことにより、老齢年金を受給することができます。国民年金基金の掛金は、税法上、全額が所得控除の対象となります」
- 3) 「Aさんは、過去に国民年金の任意未加入期間がありますが、この任意未加入期間に係る国民年金保険料を後納することができます」

【第2問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問4》～《問6》）に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさん（45歳）は、余裕資金を利用して、以前から興味を持っていた上場企業X社の株式（以下、「X社株式」という）を購入しようと考えている。

そこで、Aさんは、証券会社に勤務するファイナンシャル・プランナーのMさんに、株式投資について相談することにした。Aさんが購入を検討しているX社株式に関する資料は、以下のとおりである。

X社株式に関する資料

- ・業種 : サービス業（日本国内での外食事業）
- ・特徴 : 主な原材料の輸入への切換えと、幅広い年齢層の顧客に合わせた商品開発が奏功し、過去3年間、前年度比で増収増益を達成している。
- ・株価 : 600円
- ・当期純利益 : 30億円
- ・純資産（自己資本） : 400億円
- ・総資産 : 600億円
- ・発行済株式数 : 1億株
- ・前期の配当金の額 : 10円（1株当たり）

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問4》 Mさんは、Aさんに対して、株式投資の仕組みについて説明した。Mさんが説明した次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1) 「国内上場株式を売買する際には、証券会社に対して売買委託手数料を支払うことになりますが、この手数料はどの証券会社であっても同じ額です」
- 2) 「指値注文により国内上場株式を買い付ける場合、指値注文は成行注文に優先するため、売買が成立しやすくなります」
- 3) 「成行注文により国内上場株式を買い付ける場合、想定していた価格よりも高い価格で売買が成立する可能性があります」

《問5》 Mさんは、Aさんに対して、X社株式について説明した。Mさんが説明した次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1) 「X社は、主な原材料を海外から輸入しているため、一般に、円安の進行は株価にとって好材料となると考えられます」
- 2) 「X社は前期に1株当たり10円の配当金を支払っていますが、配当金の額はX社の業績等により変動することがあります」
- 3) 「X社は過去3年間、増収増益を達成していることから、X社株式の株価は今後必ず上昇しますので、ご購入をお勧めします」

《問6》 X社株式の投資指標に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1) PER（株価収益率）は、20倍である。
- 2) PBR（株価純資産倍率）は、1倍である。
- 3) ROE（自己資本利益率）は、5%である。

【第3問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問7》～《問9》）に答えなさい。

《設 例》

Aさん（65歳）は、妻Bさん（55歳）、長女Cさん（26歳）、および長男Dさん（22歳）との4人暮らしである。Aさんは、平成28年3月末に、それまで40年3カ月間勤務していたX株式会社（以下、「X社」という）を退職し、その後、再就職はしておらず、今後も再就職をする予定はない。

Aさんの平成28年分の収入等に関する資料等は、以下のとおりである。

Aさんの家族構成

- ・ Aさん : 40年3カ月間勤務していたX社を平成28年3月末に退職した。
- ・ 妻Bさん : 専業主婦。平成28年中に収入はない。
- ・ 長女Cさん : 家事手伝い。平成28年中に収入はない。
- ・ 長男Dさん : 大学生。平成28年中に収入はない。

Aさんの平成28年分の収入等に関する資料

- ・ X社からの給与収入の金額（1～3月分）: 240万円
- ・ X社から支給を受けた退職金の額 : 2,800万円

妻Bさん、長女Cさんおよび長男Dさんは、Aさんと同居し、生計を一にしている。

家族は、いずれも障害者および特別障害者には該当しない。

家族の年齢は、いずれも平成28年12月31日現在のものである。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問7》 Aさんの平成28年分の所得税の所得控除に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1) 妻Bさんは控除対象配偶者に該当するため、Aさんは、配偶者控除(控除額38万円)と配偶者特別控除(控除額38万円)の適用を受けることができる。
- 2) 長女Cさんは一般の控除対象扶養親族に該当するため、Aさんは、長女Cさんについて扶養控除(控除額38万円)の適用を受けることができる。
- 3) 長男Dさんは特定扶養親族に該当するため、Aさんは、長男Dさんについて扶養控除(控除額63万円)の適用を受けることができる。

《問8》 退職金の支払を受ける場合の所得税および復興特別所得税の課税関係に関する以下の文章の空欄 ~ に入る語句の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

退職金の支払を受ける時までに「退職所得の受給に関する申告書」を提出している者は、退職金の支払を受ける際に、この申告書に基づいた正規の所得税および復興特別所得税の税額が()されるため、その退職金について、原則として所得税および復興特別所得税の確定申告をする必要はない。

一方、「退職所得の受給に関する申告書」を提出していない者は、退職金の支払を受ける際に、退職金の支払金額に()の税率を乗じて計算した所得税および復興特別所得税が()されるため、この税額が正規の所得税および復興特別所得税の税額に満たない場合には、所得税および復興特別所得税の確定申告が必要である。また、この場合の確定申告書の提出先は、()の納税地の所轄税務署長となる。

- | | | | |
|----|------|--------|---------|
| 1) | 普通徴収 | 10.21% | 退職金の受給者 |
| 2) | 源泉徴収 | 10.21% | 退職金の支払者 |
| 3) | 源泉徴収 | 20.42% | 退職金の受給者 |

《問9》 AさんがX社から受け取った退職金に係る退職所得の金額として、次のうち最も適切なものはどれか。なお、Aさんは「退職所得の受給に関する申告書」を提出しているものとする。また、障害者になったことがAさんの退職の直接の原因ではないものとする。

- 1) $\{2,800万円 - \{800万円 + 70万円 \times (41年 - 20年)\}\} \times \frac{1}{2} = 265万円$
- 2) $\{2,800万円 - \{800万円 + 60万円 \times (41年 - 20年)\}\} \times \frac{1}{2} = 370万円$
- 3) $\{2,800万円 - \{600万円 + 60万円 \times (41年 - 20年)\}\} \times \frac{1}{2} = 470万円$

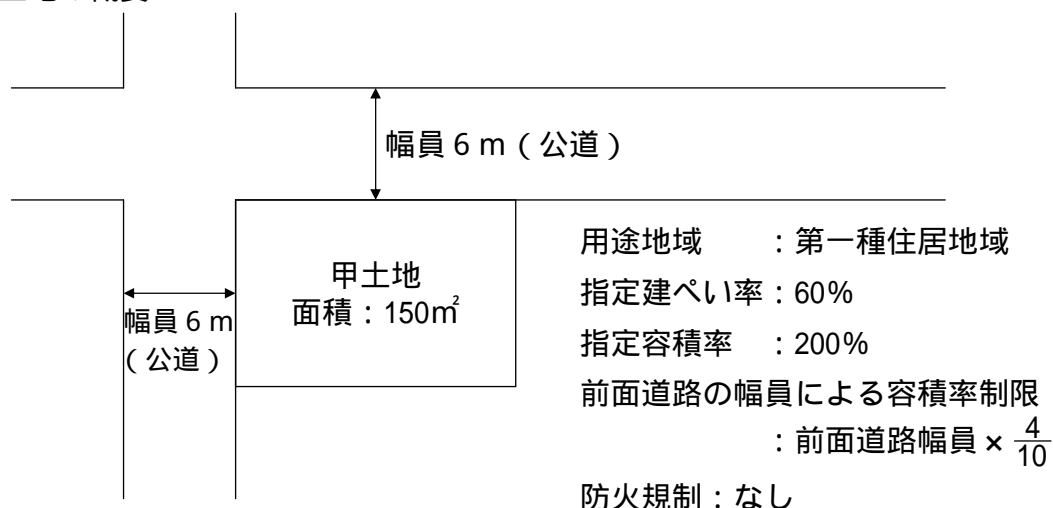
【第4問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問10》～《問12》）に答えなさい。

《設例》

会社員のAさん（58歳）は、相続により取得した賃貸アパートの建替えを検討している。

建替えを検討している賃貸アパートが所在する甲土地および新たに建築する賃貸アパートの概要は、以下のとおりである。

甲土地の概要



建築を検討している賃貸アパートの概要

構造 : 鉄骨造3階建て
規模 : ワンルームアパート
総戸数 : 8戸（共用部分の面積を按分した床面積を含めた1戸当たりの床面積は、40㎡に満たない）
建築費等投資額 : 7,200万円
年間賃貸収入 : 720万円
年間運営費用 : 216万円（減価償却費、借入金利子を含まない金額）
減価償却費（年間） : 288万円
借入金利子（年間） : 144万円

甲土地は、建ぺい率の緩和について特定行政庁が指定する角地である。

指定建ぺい率および指定容積率とは、それぞれ都市計画において定められた数値である。

特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域ではない。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問10》《設例》の 建築を検討している賃貸アパートの概要 に基づいてAさんが賃貸アパートを建築し、賃貸する場合の留意点に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、本問においては、借地借家法における定期建物賃貸借契約を定期借家契約といい、それ以外の建物賃貸借契約を普通借家契約という。

- 1) Aさんが、この計画どおりに賃貸アパートを建築した場合、新築住宅に関する「不動産取得税の課税標準の特例の適用」を受けることができない。
- 2) Aさんが賃借人と普通借家契約を締結した場合、Aさんからの普通借家契約の更新拒絶は、正当の事由があると認められる場合でなければすることができない。
- 3) Aさんが賃借人と定期借家契約を締結する場合、建物の賃貸借の期間は1年以上としなければならない。

《問11》 甲土地に賃貸アパートを建築する際の建築基準法による 最大の建築面積、最大の延べ床面積の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

- 1) 90m² 300m²
- 2) 105m² 300m²
- 3) 105m² 360m²

《問12》《設例》の 建築を検討している賃貸アパートの概要 に基づいてAさんが賃貸アパートを建築し、賃貸する場合の建築費等投資額に対する純利回り（NOI利回り）として、次のうち最も適切なものはどれか。

- 1) $\frac{72\text{万円}}{7,200\text{万円}} \times 100 = 1\%$
- 2) $\frac{216\text{万円}}{7,200\text{万円}} \times 100 = 3\%$
- 3) $\frac{504\text{万円}}{7,200\text{万円}} \times 100 = 7\%$

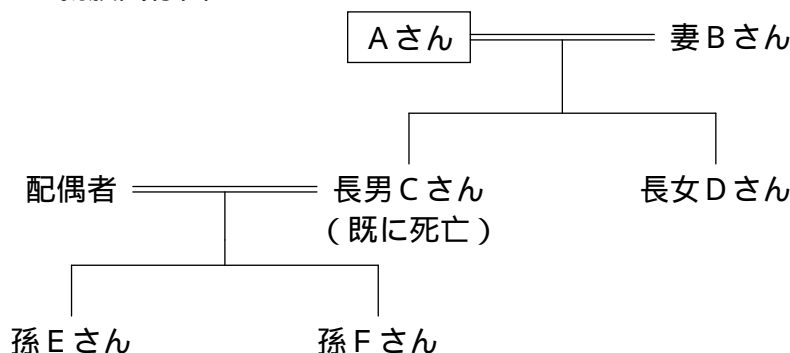
【第5問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問13》～《問15》）に答えなさい。

《設例》

Aさんは、平成28年8月27日に病気により82歳で死亡した。Aさんは、妻Bさん（78歳）、長男Cさんの配偶者（52歳）、孫Eさん（24歳）、孫Fさん（22歳）と同居して、生計を一にしていた。

Aさんの親族関係図等は、以下のとおりである。なお、長男Cさんは、Aさんの相続開始前に既に死亡している。

Aさんの親族関係図



Aさんの主な財産の状況（相続税評価額）

- ・預貯金 : 8,000万円
- ・自宅の敷地（330㎡） : 9,000万円
（「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」適用前の金額）
- ・自宅の家屋 : 2,000万円
- ・賃貸アパートの敷地（260㎡） : 8,500万円
（「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」適用前の金額）
- ・賃貸アパートの家屋 : 4,000万円

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問13》 Aさんの相続に係る民法上の相続人およびその法定相続分の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

- 1) 妻Bさん： $\frac{1}{2}$ 、長女Dさん： $\frac{1}{2}$
- 2) 妻Bさん： $\frac{1}{2}$ 、長女Dさん： $\frac{1}{4}$ 、孫Eさん： $\frac{1}{8}$ 、孫Fさん： $\frac{1}{8}$
- 3) 妻Bさん： $\frac{1}{2}$ 、長女Dさん： $\frac{1}{6}$ 、孫Eさん： $\frac{1}{6}$ 、孫Fさん： $\frac{1}{6}$

《問14》 「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例(以下、「本特例」という)」に関する以下の文章の空欄 ~ に入る語句の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

妻Bさんが、Aさんの自宅の家屋および敷地を相続により取得し、その敷地について特定居住用宅地等として本特例の適用を受けた場合、()を限度面積として()の評価減をすることができる。なお、妻Bさんが、仮に相続税の申告期限までに自宅の家屋および敷地を売却した場合、本特例の適用を受けることが()。

- 1) 240㎡ 50% できる
- 2) 330㎡ 80% できる
- 3) 330㎡ 50% できない

《問15》 Aさんの相続に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1) Aさんの遺産に係る基礎控除額は、4,200万円である。
- 2) 妻Bさんが、配偶者に対する相続税額の軽減の規定の適用を受けるためには、相続税の申告期限までに相続財産のすべてが分割されていなければならない。
- 3) 相続税の納付は、金銭による一括納付を原則としているが、相続税額が一定の金額を超え、かつ、金銭で納付することを困難とする事由があるなどの要件を満たせば、所定の申請により、延納が認められる。

(メモ余白)